

## 1、基本料金

## ○ 要介護 1～5 の方

サービス		単位数(1回)	サービス		単位数(1回)
身体介護	身体介護1 30分未満	250	生活 支 援	生活援助2 20分以上45分未満	183
	30分以上 60分未満	396		生活援助3 45分以上	225
	60分以上 90分未満	579	身 体 + 生 活	身体介護の時間の単位数に加算	
	以降30分 経過毎	+84		25分毎	+67

※ 令和3年9月末までは1回につき1001/1000 を算定します。

※ 2割負担の場合は上記金額の2倍、3割負担の場合は3倍の金額となります。

※ 特定事業所加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは変更ありません。

## ○要支援 1・2 の方

## 介護予防訪問介護(従来型)

サービス		単位数(月)
週1回程度利用 (月額)	事業対象者	1176
	要支援 1	
	要支援 2	
週2回程度利用 (月額)	事業対象者	2349
	要支援 1	
	要支援 2	
週2回を超える程度利用 (月額)	事業対象者	3727
	要支援 1	
	要支援 2	3727

※ 令和3年9月末までは1回につき1001/1000 を算定します。

※ 2割負担の場合は上記金額の2倍、3割負担の場合は3倍の金額となります。

※ 特定事業所加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは変更ありません。

## 訪問型サービスA(緩和型)

サービス		単位数(1回)
45分以上60分未満	事業対象者	225
	要支援 1	
	要支援 2	
20分以上45分未満	事業対象者	183
	要支援 1	
	要支援 2	

※ 令和3年9月末までは1回につき1001/1000 を算定します。

※ 2割負担の場合は上記金額の2倍、3割負担の場合は3倍の金額となります。

## 2、加算料金

初回加算	利用開始時、介護度の区分変更(介護⇔支援)、利用休止後2か月利用がなかった場合に加算されます。	200
夜間加算	18:00～22:00の訪問	+25%
早朝加算	6:00～8:00の訪問	+25%
緊急時訪問加算	利用者、家族からの要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に加算されます。	100
ヘルパー2人による介護	利用者又は家族の同意を得ており、一定の条件に該当する場合に適用されます。	200/100
特定事業所加算(Ⅱ)	サービスの質の高い事業所を評価する観点から厚生労働省が定めた基準を満たす事業所に認められた加算です。	1月につき 基本利用料の10%
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。	1月につき 総単位数の13.7%
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算に加えて、経験・技能のある職員に重点化を図り、介護職員のさらなる処遇改善を行う事業所に認められた加算です。	1月につき 総単位数の6.3%